

福岡県公報

平成十七年九月三十日
第二千四百四十三号
増刊 ②

目次

規 則 (第八十一号・第八十二号)

○福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(自然環境課) ……………一

○福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

(児童家庭課) ……………一

告 示 (第千八百三十九号)

○収納代理金融機関の指定の一部改正 (出納事務局出納総務課) ……………一四

規 則

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十七年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十一号

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県環境保全に関する条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(国及び地方公共団体に準ずる者)

第十三条 条例第十六条第九項第二号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づき設立された港務局
- 二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)に基づき設立された地方住宅供給公社

宅供給公社

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に基づき設立された地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づき設立された土地開発公社

五 日本郵政公社

六 独立行政法人緑資源機構

七 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

八 独立行政法人中小企業基盤整備機構

九 独立行政法人雇用・能力開発機構

十 独立行政法人労働者健康福祉機構

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

十二 独立行政法人水資源機構

十三 独立行政法人環境再生保全機構

十四 独立行政法人都市再生機構

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十二号

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年福岡県規則第三十号)の一部を次のように改める。

第二条第一項中「第二十三条第一項」を「第七条第一項及び第二十三条第一項」に改める。

第四条第三号を次のように改める。

三 法人の登記事項証明書

第七条第一項中「知事」を「住所地を管轄する保健福祉環境事務所長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、福岡県の区域外に住所を変更した者に係るものは、知事の指示に従って提出しなければならない。

第十六条第一項中「様式第二十九号(その一)」を「様式第二十九号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十三条中「福祉事務所長」を「保健福祉環境事務所長」に改める。

様式第一号を次のように改める。

福岡県 (母子・寡婦) 福祉資金貸付申請書

() 福祉事務所・保健福祉環境事務所

年 月 日申請

(1) 申請者氏名		フリガナ		住所	(〒) 市 () 区 () 町 () 丁目 () 番 () 号 () 号	(自 宅) (携 帯) (勤務先)							
(2) 資金名		資金 (一般・特別)		申請額	総額 (月額) 円 円	期間 年 月 から 年 月 まで							
(3) 生活保護		<input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 受給なし		生年月日	年 月 日	年齢	才	勤務先 (学校名)	同居	年間就労収入	円		
(4) 家族状況		続柄	氏名	生年月日	年 月 日	年齢	才	勤務先 (学校名)	同居	年間就労収入	円		
(5) 償還方法		<input type="checkbox"/> 月額賦 <input type="checkbox"/> 半月額賦 <input type="checkbox"/> 年賦		(7) その他の収入 (年額)		有 無		有 無		円			
(6) 償還金額 (回数・年数)		1回 円 (回 年)		児童・児童養育費		有 無		有 無		円			
(8) 連帯借受人		フリガナ		住所 (〒) 市 () 区 () 町 () 丁目 () 番 () 号		有 無		有 無		円			
(9) 学校名		<input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 専門学校 (高等、専門、一般) <input type="checkbox"/> 修業施設		合計 (収入総計)		有 無		有 無		円			
修学予定期間		年 月 年 月		(10) 母子・寡婦となった時期		年 月 から 年 月 まで							
(11) 母子・寡婦となった理由		<input type="checkbox"/> 死亡 (病死、交通事故、その他) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 遺棄 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未婚の母 <input type="checkbox"/> 海外在留 <input type="checkbox"/> 精神又は身体の障害		住所 (〒) 市 () 区 () 町 () 丁目 () 番 () 号		年間所得 円		資産額 円		年間所得 円		資産額 円	
(12) 連帯保証人		連帯保証人①		連帯保証人②		申請者との続柄		職業		勤務先住所		勤務先住所	
		フリガナ		フリガナ		住所 (〒) 市 () 区 () 町 () 丁目 () 番 () 号		職業		勤務先住所		勤務先住所	
		氏名		氏名		住所 (〒) 市 () 区 () 町 () 丁目 () 番 () 号		職業		勤務先住所		勤務先住所	
		年 月 日生 (才)		年 月 日生 (才)		住所 (〒) 市 () 区 () 町 () 丁目 () 番 () 号		職業		勤務先住所		勤務先住所	
		年 月		年 月		住所 (〒) 市 () 区 () 町 () 丁目 () 番 () 号		職業		勤務先住所		勤務先住所	

上記の借入について連帯して債務を負担します。

(17) 貸付口座 銀行 () 支店 () 普通・当座 口座番号 ()

(18) 福岡県母子・寡婦福祉資金の借入について、関係書類を添えて申請します。

(13) 貸付申請の理由	負債総額	円										
(14) 他の借入金の状況 (世帯)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	負債総額	円									
(15) 資産状況	借入金名	借入時期	借入金額	返済月額	未償還額	完済予定日	土地建物	宅地	住宅	田畑	店舗	その他
(16) 償還の財源及び償還計画	借入金名	借入時期	借入金額	返済月額	未償還額	完済予定日	土地建物	宅地	住宅	田畑	店舗	その他

福岡県知事 殿

申請書記入上の注意事項

この申請書に記入される際には下記の点にご注意ください。

- (1) 貸付けを申請する人の氏名及び住所を記入します。氏名は正しい読み方をカタカナで記入ください。なお、就職支度資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請の場合は、児童が申請者となることとなります。
- (2) 資金名、申請額及び期間を記入します。母子寡婦福祉資金には用途の異なる13種類の貸付金があり、貸付額、貸付期間もまちまちです。わからないことは保健福祉環境事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (3) 生活保護の受給状況について該当する□にシ点を付けます。
- (4) 同居の家族全員を記入します。続柄の欄は申請者からみた続柄となります。年間就労収入の欄は平均月収を1.2倍した額を記入します。なお、連帯借受人については、同居していても記入してください。
- (5) 償還しやすい方法を選び、□にシ点を付けます。
- (6) 償還回数、年数は資金ごとによって異なります。それに応じた償還金額についてもわからないことは、保健福祉環境事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (7) その他の収入について年額を記入します。合計の欄は、同居家族の収入にその他の収入を加えた額を記入します。
- (8) 就職支度資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、母が申請者となった場合に子の氏名及び住所を記入します。
- (9) 技能習得資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、対象となる学校について記入します。
- (10) 母子又は寡婦となった時期を記入します。
- (11) 母子又は寡婦となった理由について該当する□にシ点を付けます。
- (12) 連帯保証人は原則として県内に居住する親族1人又は2人を必要とします。保証能力、年令等に制限がありますので、わからないことは保健福祉環境事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (13) 貸付申請の理由を、具体的に詳しく記入します。
- (14) 世帯の他の借入金の有無について該当する□にシ点を付けます。負債がある場合、その総額を詳しく記入したうえで、その内訳を記入します。記入欄が不足する場合は別紙に記入し、添付してください。
- (15) 土地、建物等の資産状況について記入します。
- (16) 償還にあてる財源及びその計画等について具体的に詳しく記入します。
- (17) 貸付口座を記入します。コードについてはわかる範囲内で記入してください。
- (18) 申請者、連帯借受人及び連帯保証人がそれぞれ直筆で署名、押印します。

資金別添付書類調査点検表

母子寡婦福祉資金には用途の異なる13種類の資金があります。資金ごとに必要とする添付書類は下記のとおりです。この他にも必要とする書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。添付書類に不備がある場合、貸付決定ができないこともありますのでご注意ください。

○・・・申請時に必要な書類
◎・・・貸付決定後に必要な書類
△・・・借り受け目的別に必要な書類

資金名	事業開始	事業継続	住宅	就職支度	技能習得	生活	転宅	修学	就学	修業	医療	結婚	特例
添付書類	開始	継続	住宅	就職	技能	生活	転宅	就学	就学	修業	医療	結婚	特例
戸籍簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人所得証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯保証人所得証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業開始計画書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業継続計画書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅工事計画書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記簿謄本の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借家等の賃貸借契約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就職・採用証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
入学・在学・修業証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療を受ける期間を証する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
離職の日を証する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
弁護士への委任状等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
他資金の借受がない中立書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療費計算書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保険給付に係る給付費通知等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
結婚証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童扶養手当証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
口座証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残高証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借用書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯保証人印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯借受人印鑑証明書 (20才以上の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法定代理人の同意書(借付書類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※法定代理人の同意書は借受人が児童又は父母のない児童の場合のみ必要です。

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

（表）

母子寡婦福祉資金借用書（個人用）

資金の種類				資金
貸付番号	No.			
借用申込金額	総金額	円也（月額		円）
利子	年利	%		
借用確定金額	※総金額	円		
借受期間		年	月から	
		年	月まで	
償還期間		年	月から	
		年	月まで	回
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦			

※借用確定金額については、貸付総額が確定後、福岡県が記入します。

※資金の種類及び貸付番号については決定通知書に記載されているものを記入してください。

上記のとおり借用いたします。については母子及び寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、償還することを確約します。

年 月 日

福岡県知事 殿

借受人住所

氏名

印

連帯借受人住所

氏名

印

上記資金の借受けによって生ずる一切の債務については母子及び寡婦福祉法、その他の関係法令並びに福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、借受人と連帯して履行します。

年 月 日

福岡県知事 殿

連帯保証人住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

(裏)

同意書

未成年者 住所
氏名

上記の未成年者が母子福祉資金 一金 円を借用することに同意します。

年 月 日

法定代理人 住所
氏名

印

(同意書は、児童が借受人の場合、記入が必要です。)

母子寡婦福祉資金借用書特約事項

(償 還)

この資金の償還は償還計画表に基づいて福岡県知事が発行する納入通知書により、福岡県の指定金融機関及び収納代理機関へ納入する。

(違約金)

元金及び利子を納入期限までに納入しなかった場合は、母子及び寡婦福祉法施行令第17条に従って、延滞元利金額につき年10.75%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払う。

(一時償還)

借受人が母子及び寡婦福祉法施行令第16条に該当した場合は一時償還する。

(保証債務)

連帯保証人はこの貸付金の借受けによって生ずる一切の債務について借受人及び連帯借受人と連帯して履行する。

(強制執行)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは強制執行を受けても異議のないことを承諾したものとする。

様式第7号（第6条関係）

（表）

母子寡婦福祉資金借用書（団体用）

資金の種類				資金
貸付番号	No.			
借用申込金額	総金額	円也（月額		円）
利子	年利	%		
借用確定金額	※総金額	円		
償還期間	年	月から		回
	年	月まで		
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦	<input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 年賦	

※借用確定金額については、貸付総額が確定後、福岡県が記入します。

※資金の種類及び貸付番号については決定通知書に記載されているものを記入してください。

上記のとおり借用いたします。については母子及び寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、償還することを確約します。

年 月 日

福岡県知事 殿

借受人住所

氏名

印

上記資金の借受けによって生ずる一切の債務については母子及び寡婦福祉法その他の関係法令並びに福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則及び裏面特約事項の定めるところに従い、借受人と連帯して履行します。

年 月 日

福岡県知事 殿

連帯保証人	住 所	印	連帯保証人	住 所	印

(裏)

母子寡婦福祉資金借用書特約事項

(償 還)

この資金の償還は償還計画表に基づいて福岡県知事が発行する納入通知書により、福岡県の指定金融機関及び収納代理機関へ納入する。

(違約金)

元金及び利子を納入期限までに納入しなかった場合は、母子及び寡婦福祉法施行令第17条に従って、延滞元利金額につき年10.75%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払う。

(一時償還)

借受人が母子及び寡婦福祉法施行令第16条に該当した場合は一時償還する。

(保証債務)

連帯保証人はこの貸付金の借受けによって生ずる一切の債務について借受人及び連帯借受人と連帯して履行する。

(強制執行)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは強制執行を受けても異議のないことを承諾したものとする。

様式第八号及び様式第八号の二中「福岡県知事」を「保健福祉環境事務局長」に改める。

様式第十五号を次のように改める。

様式15号（第9条、第10条関係）

貸付（増額・減額）申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

次のとおり資金の貸付けの（増額・減額）を申請します。

資 金 名	(母子・寡婦)	資 金
貸 付 決 定 番 号	第	号
貸 付 済 金 額	円 (年 月 から 年 月 まで月額	円)
増 減 金 額	円 (年 月 から 年 月 まで月額	円の増減額)
増減後貸付申請金額	円 (年 月 から 年 月 まで月額	円)
貸 付 総 額		円
理 由		

上記記載のことについて、貸付増額を承認し、連帯して債務を履行します。(増額の場合記入)

年 月 日

連帯保証人

住所

氏名 印

住所

氏名 印

様式第二十九号(その二)を削り、様式第二十九号(その一)を様式第二十九号とする。

様式第三十五号を次のように改める。

様式第35号 (第22条関係)

福祉資金貸付金台帳

事務所	貸付番号	貸付金額	
借主氏名	住所	氏名	住所
借主状況	住所	氏名	住所
連帯借主氏名	住所	連帯保証人氏名	住所
連帯借主状況	住所	連帯保証人状況	住所
連帯保証人氏名	住所	関係人氏名	住所
連帯保証人状況	住所	関係人状況	住所
貸付金額	貸付期間	決定年月日	母子寡婦 給付
月	期	間	月数
金額	摘要	母子寡婦 給付	
貸付区分	通学区分	停止事由	発生年月
修学施設	公私別	学校区分	修学年限
校名	学名	校名	学名
繰上	変更区分	償還回数	償還期限
期間	満了等年月	償還月数	償還期間延長
償還方法	償還期間	償還回数	償還方法
利息	賦金	支払猶予	通知書送付先
元金	利息	合計	
要償還額			
既調定額			
未調定額			
収入済額			
滞納額			
台帳備考			

償還計画表	償還期限	調定元金	調定利息	収入元金	収入利息	年度		領収日	
						年	月日		
償還計画表	償還期限	調定元金	調定利息	収入元金	収入利息	年	月日	領収日	
償付金口座 請求口座	金	種	機	関	名	預金種目	口座番号	口座名義人	元利免除 不納欠損

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により提出された書類は、改正後の福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県告示第千八百三十九号

収納代理金融機関の指定（平成五年一月福岡県告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

一の表収納代理金融機関名の欄中

「ユーエフジェイ信託銀行

を「三菱UFJ信託銀行」に改める。

三菱信託銀行」

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県（総務部行政経営企画課）

印刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
販売 株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）